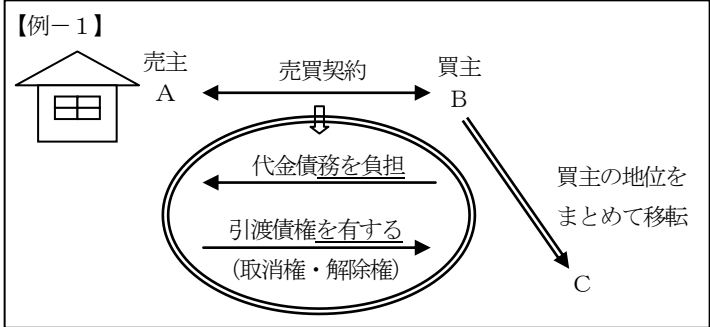
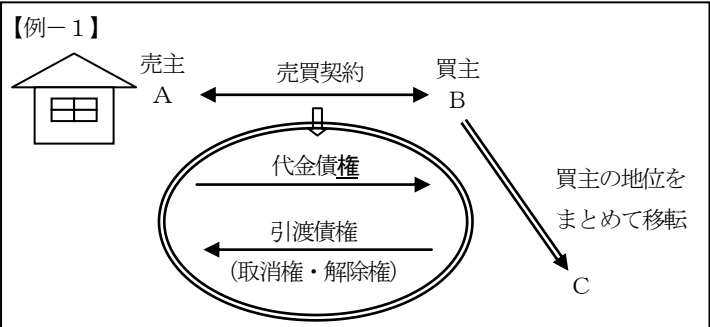


『Kマスター 民法Ⅱ』(KU22017)

訂正表

2023年01月04日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 545	【例-1】	<p>誤</p> 	2022/05/24
		<p>正</p> 	
P. 545	(2) 下から1行目	<p>誤 (605条3)</p> <p>正 (605条<u>の</u>3)</p>	2022/05/24
P. 639	(2)② 上から1行目	<p>誤 社会的に見て違法性であると非難できない事由があれば違法性が阻却することになり,</p> <p>正 社会的に見て違法性があると非難できない事由があれば違法性が阻却されることになり,</p>	2022/05/24
P. 689	(c) 上から1行目	<p>誤 (99)出生後間もない</p> <p>正 (i)出生後間もない</p>	2022/05/24
P. 693	(1)② 項目全部	<p>誤 ② 懲戒権 親権者は、……構成する(刑法208条・204条)。</p> <p>正 削除(※2022〔令和4〕年民法改正〔同年12月16日施行〕により、懲戒権に関する822条が削除されたため)</p>	2023/01/04

P. 719	(4)② 図	誤	<p>※ 単位は万円。かっこ内は各自の負担部分額。</p>	2022/05/24
		正	<p>※ 単位は万円。かっこ内は各自の負担部分額。</p>	
P. 726	⑤(a) 上から1行目	誤	(i)配偶者は、 居住建物の全部 について無償で使用・収を	2022/05/24
		正	(i)配偶者は、 居住建物の全部 について無償で使用・ <u>収益</u> を	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。